

令和7年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年3月総会

萩市農業委員会総会議事録

3月21日（金） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第13号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第14号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について |
| 議案第15号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第16号 | 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について |
| 議案第17号 | 令和7年度最適化活動の目標設定（案）について |
| 議案第18号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第19号 | 地域計画策定に係る意見書交付について |

○出席委員（16名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原 川 久美子 | 2番 横 山 喜一郎 |
| 3番 中 村 博 | 4番 草 野 隆 司 |
| 5番 原 田 知 美 | 6番 矢 次 利 典 |
| 7番 三 村 浩 一 | 8番 品 川 民 雄 |
| 9番 金 子 哲 也 | 10番 藤 田 芳 昭 |
| 11番 長 富 繁 美 | 欠席 岩 本 裕 子 |
| 13番 守 永 正 範 | 欠席 鈴 川 肇 |
| 15番 大 田 忠 男 | 16番 中 野 恵 子 |
| 17番 大 石 博 則 | 欠席 松 田 由美子 |
| 19番 片 岡 兼 雄 | |

○議事録署名委員

- | | |
|----------|-------------|
| 3番 中 村 博 | 13番 守 永 正 範 |
|----------|-------------|

○議 事

事務局長 ただいまから、令和7年3月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 中村委員、13番 守永委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案13号第1項の説明をいたします。議案は2ペー
ジになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局
で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.4kmに位置し、赤丸でお示しし
た箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、1,
905㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,296㎡です。
権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さ
んです。

申請の理由ですが、譲渡人の、●●●さんはこのたび、●●●を
廃業されることから譲渡人へ売買により譲渡することを打診されて
おられました。

譲受人の●●●さんは、福祉事業におけるサービス利用者のリハ
ビリ等の際の農業体験を行う体験ほ場として利用することとして譲
渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至っ

たものでございます。

なお、農地法第3条では、農地所有適格法人以外の法人の農地等の所有権取得を認めていませんが、不許可の例外として、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他営利を目的としない法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合とあり、教育実習農場、リハビリテーション農場等が該当します。

本件は、営利を目的としない法人が、リハビリテーション農場等として使用することから、不許可の例外に該当いたします。法令等は農地法3条2項、農地法施行令第2条、農地法施行規則第16条が該当いたします。

譲受人の主要作業従事者の年齢は●●●歳で農業経験年数は11年で、農業従事日数は200日です。

営農計画ですが、福祉サービスを利用される方の農業体験・実習農場として、既に植生されているユズや梅の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや耕運機、草刈機、乗用管理機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 この件につきまして、2月28日に、●●●推進委員と事務局2名、そしてわたしの4名で現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。付け加えることはありませんが、先ほど説明がありましたように、ユズや梅の栽培をされ、出来上がった製品については、●●●の方に出荷されておったということで、ご覧のように管理もされておりますし、これから先も体験学習を兼ねて営農されるということで、維持できるものと思われまので、なんら問題はないものと思われまので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項の内容についてご説明をいたします。
去る3月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約800m～1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに畑、面積の合計は1,806㎡です。

譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は20,184㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続により当該農地を取得されましたが、市外在住で農業後継者もいないため、これまで当該農地を耕作管理されておられた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、新規就農者として当該農地で柑橘の栽培を行っておられ、引き続き耕作を継続するご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は1年。農業従事日数は150日です。また、ご主人が年齢●●●歳、農業経験年数は8年で農業従事日数が同じく150日となっております。

営農計画ですが、申請地において柑橘の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや軽トラック、セット動噴や草刈機など営農に必要な農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を

すべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 今説明がありましたように、3月6日、●●●推進委員さん、事務局、私とで現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。譲受人の●●●さんは、以前地域おこし協力隊で●●●からこちらへ来られました。専業農家を目指したいということで、現在、市や県の指導を仰ぎながら、技術的なものはまだなところはあるのですが、一家で取り組んでおられます。譲渡人の●●●さんはご姉妹三人とも●●●を離れておられまして、耕作できない状況です。申請地の●●●の方は、親どうしの口約束でほかの方が管理されていたのですが、今回売買が成立したということです。●●●地区にとっても期待の星ということで、期待をしているところでございます。売買について、何ら問題はないものと思われまます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約350mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で面積は713㎡です。

譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんが、長年、休耕地となっている自宅前の農地について、露地野菜や果樹等の栽培を行うことを目的に、譲渡人へ農地取得の打診をされておられました。譲渡人の●●●さんは市外在住で、高齢のため後継者もおらず、耕作・管理ができないことから、譲受人からの申し出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳でご夫婦ともに農業経験年数はありません。農業従事日数はお二人ともに120日の予定です。草刈り等はすでに●●●さんがやられていたと伺っております。

営農計画ですが、申請地において露地野菜や果樹等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機はお持ちですが、今後、耕運機を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、3月5日、事務局2名、●●●推進委員、行政書士事務所の職員の立ち合いのもと現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりで、重複するところがあるかと思いますが、譲渡人の●●●さんは、●●●にお住まいで、今まで管理はきちんとしてこられました。それをすることが徐々に困難になってきました。譲受人の●●●さんは、その土地が自宅と道路をはさんであるため、取得したい旨の申出を行ない、双方合意の

うえ、贈与の運びとなりました。●●●さんは今まで農作業をされたことはございませんが、野菜や果樹を栽培されるため、小型耕運機を購入されるということです。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る3月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.8kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目が登記・現況ともに田が4筆、面積の合計が7,384㎡です。地目が登記・現況ともに畑が1筆あり、面積が790㎡で、全体の合計面積が8,174㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は8,020㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。譲受人の●●●さんと譲渡人の●●●さんは御親戚ときいております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で耕作管理が困難であることから、実質的な農地の管理をなされていた農業法人の構成員である譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、当該農地は、農業法人を受け手として水

稲栽培を行っておられ、引き続き耕作を継続するご意向であったことから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、●●●さんは●●●の構成員のため、法人と農地所有者の●●●さんとの利用権設定は、合意解約することなくそのまま所有権移転を行うものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様も同じく●●●歳で農業経験年数はご夫婦ともに50年、農業従事日数はお二人ともに300日です。

営農計画ですが、申請地の田については水稻を、畑についてはユズといった果樹等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、管理機や草刈機、軽トラックをお持ちで、トラクターや田植機、コンバインなどは農業法人の機械を借用して管理されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきましても、3月5日に、事務局2名、●●●推進委員、行政書士事務所の職員の立ち合いのもと現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。また重複すると思いますが、譲渡人の●●●さんは県外に在住で、今まで農事組合法人や、●●●さんへ預けておられましたが、なかなか維持管理が困難なため、いっそ●●●さんに贈与したい旨を、申出されたところ、●●●さんがそれを受けて取得され耕作されますので、特に問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、議案の訂正をお願いいたします。
訂正箇所は、第1項の所有者の住所で、●●●と記載がありますが、●●●に訂正をお願いいたします。
それでは、議案第14号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ180mの市道沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない一団の集団農地の縁辺部にある農地で、農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

なお、申請地がある一団の農地は農用地区域に設定されていますが、この申請地は農用地区域に設定されていません。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は1,019㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

●●●の●●●先の国道●●●号線の信号機から市道●●●線を160m入ったところにある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明5枚)

転用目的ですが、太陽光発電設備の販売・施工・保守管理事業を営む転用者が、太陽光パネル160枚、パネル設置面積406.13㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置し、送電の契約まで行い、その後発電施設のみ●●●へ売却するものです。

所有者の●●●さんは相続で申請地を取得されましたが、今後の維持管理が困難なため売買に応じられたものです。

なお、発電施設の連携申し込みについては、●●●との間で完了しています。

なお、発電施設は売却されますが、施設の維持管理について、●●●が受けられます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は●●●さん所有の田がありますが、隣接農地承諾書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、太陽光パネルをこのように配置します。

約1. 1m×約2. 3mの太陽光パネル160枚を設置いたします。

パネル角度20度でパネルの設置面積は406. 13㎡、パワーコンディショナー10台を設置し、発電出力は49. 5kWとなります。

なお、侵入防止のため、周囲をフェンスで囲まれます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で隣接する農業用排水路に流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土等の造成は行わず整地のみ行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

また、設置後の雑草対策は年2回程度草刈りを行うとのこと。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、3月6日、先ほど説明がありましたとおり、●●●推進委員さんと私と事務局、関係者含めて現地確認を行いました。写真にもありますように、現地は時期になったらセイタカアワダチソウのお花畑になるということで、地域としては環境改善に

なるといいますか、向こうに、同じようなパネル設置がしてありますが、そのパネルの影響で陰になりますし、下は草が生えないという環境ができているということで、周辺地域としてはその点については、管理してもらえるのを含めて了解を取り得るところでございます。農用地区域外ということもあり、問題ないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 ちょっと事務局いいですか。施設ができたら、●●●に売却ということですが、あとの管理は誰がやるのですか。

事 務 局 ●●●さんです。

議 長 年に2回ですか。

事 務 局 草刈りと施設の維持管理を行われます。

議 長 草による周辺への被害や迷惑はないわけですね。

事 務 局 ないと思います。この前の●●●の●●●のところは、●●●関係の●●●の流れだったのですが、今回は●●●です。

議 長 そのあたりがしっかりしていないと、近所の人が迷惑をすることになります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですのでそれでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局

それでは第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

3月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に910mに位置する、過去に公共投資の対象となった10ha以上の規模の一団の集団農地47.3haで、現在は●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地ですが、農用地区域除外の公告縦覧中であり、農用地区域除外後は第1種農地となります。

第1種農地であり、原則、転用は許可できませんが、例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしております。

なお、本申請は、1月総会の議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」により報告しました案件で、令和7年2月6日付で山口県から農用地区域除外についての事前の相談の結果、異議のない旨の回答がおりましたので、このたび申請があったものです。

また、本案件は公告縦覧後、市が県に協議を行い、農用地区域除外について知事同意の日付と同時の転用許可となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は443㎡、申請地と宅地の一体利用地を含めた合計面積は512㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

なお、●●●さんは、●●●さんの娘婿になります。

市道●●●線から50m入った所にある農地となります。

写真の説明をします。

(写真の説明2枚)

転用目的ですが、●●●さんは、現在●●●の市営住宅に妻と子どもで居住しておられますが、手狭となったため、また夫婦で農業に従事するため、義父の●●●さん宅と農地がすぐそばにあり、農作業が行いやすい場所として、義父の土地を譲り受け農家住宅及び駐車場、進入口・農機具回転スペースを整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は●●●さん所有の山林・宅地、及び、●●●土地改良区所有の用悪水路（農業用排水路）、東側は市道、西側は公衆用道路、南側は●●●土地改良区所有の用悪水路（農業用排水路）があるのみで、隣接農地はありません。

なお、●●●土地改良区より、農地転用について、特に支障のない旨の意見書が提出されています。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造ガルバリウム鋼板葺平家建ての農家住宅1棟、建築面積74.52㎡と駐車場4台分、進入口・農機具回転スペース170㎡うち駐車場3台分を含み整備される計画です。

敷地面積は512㎡で、農家住宅の敷地面積概ね1,000㎡以内の基準を満たしています。

なお、建ぺい率については、農家住宅については問わないため問題ありません。

用排水計画は、雨水は農機具回転スペースについては自然流下で隣接する農業用排水路に流れ、家屋部分については敷地内に溜枡を設置し、東側市道内の道路側溝へ流し、污水については東側市道内の集落排水へ流すため適当です。

被害防除計画ですが、20cmほど盛土し、整地するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。建物は平屋ですので、1階のみとなります。

こちらが立面図となります。屋根はガルバリウム鋼板葺になります。

建物の高さは3.87mです。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、3月7日に、事務局と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私とで現地確認を行いました。内容については、事務局からの説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは、法人の代表でもありますし、自宅の前に若い娘夫婦が帰ってきて、農業を手伝うということでもありますので、良いことだと思います。問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、地域計画策定以降、令和7年4月以降の利用権設定は、相対による貸借契約が農地中間管理事業に統合されます。

これにより、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に事務手続きが一極集中することが予想され、この事務手続きを分散させるために、このたびに限り、地域計画の策定に係る公告を行う前に集積計画の公告を行うことで従前の利用権設定ができるように、県内の各自治体が申し合わせの上で行うものです。

地域計画の公告は3月31日を予定しているため、このたびの集積計画については、それ以前の3月28日付けの公告となります。契約自体は4月1日から行います。

それでは、農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対による契約において、新しい

借り手が決まった新規契約のものと、3月31日に契約が満了し、4月1日から引き続き契約の更新手続きを行うものを上程するものです。

地域によりまして、契約の内容が変わりますので、全体的にみますと賃料が下がったり、使用貸借の件数が増えたりといったところがございます。賃借料の更新をするにあたって、来月か再来月になりますが、賃借料の資料を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

別冊の利用権設定状況（令和7年4月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

件数が多いため、新規設定と更新を合わせた合計欄のうち、一番下の合計の数字を読み上げていきます。

4月1日に利用権設定されるものは、新規と更新がそれぞれありますが、総件数が352件、筆数が867筆、田の合計が1,172,296㎡、畑の合計が80,500㎡、田と畑を含めた全体の合計面積が1,252,796㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、新規分、そして更新の順番で次のページ以降に各地域の集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 ないようですので、採決いたします。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第16号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見徴収について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局

農政課が、地域計画の公告を3月31日付けで行うこととしておりますが、4月1日付けの公告を予定している農地中間管理事業について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。

作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について意見を問うものです。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、農地中間管理事業により、新規契約を行うのものと、3月31日に契約が満了し、4月1日から引き続き契約の更新、再契約の手続きを行うものを上程するものです。

それでは別冊の資料のうち、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和7年4月1日）の資料からご説明申し上げます。

令和7年4月1日に利用権設定されるものは、旭地域を除く他の地域において新規設定がございまして、総件数が135件、筆数が517筆、地目が田の合計面積は891,319㎡、地目が畑の合計面積が30,892㎡で、全体の合計面積が922,211㎡となります。

各地域の利用権設定の内容につきましては、次のページに集積計画の内容を記載しております。農地中間管理事業に係る利用権設定については以上です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長

ないようですので、採決いたします。議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり承認いたしました。

議長 議案第17号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第17号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明します。

本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目に基づき、最適化活動の目標等を定めるもので、3月末までに決定することになっておりますが、目標設定の根拠となる令和6年度末の集積面積や遊休農地面積が確定していないため、今回は暫定値での設定でございます。

それでは8ページをご覧ください。8ページは、令和7年4月1日現在の農業委員会の状況で、萩市の耕地面積は4,160haとなっております。

つづきまして、9ページでございます。9ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状及び課題で、これまでの集積面積が1,655ha、集積率39.8%となっております。この集積面積は暫定値、前年度の数字となります。②の目標でございますが、令和5年度末の集積率の目標が70%となっております。これは、山口県の集積目標に合わせたもので、かなりハードルの高い目標となっております。認定農業者さん、新規就農者さん等、担い手に集積する面積の目標が70%ということで、現在萩市は暫定値で39.8%ということです。この目標を達成するためには、令和7年度中に新規の集積面積を1,257ha増やす必要があります。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状及び課題で、現在の1号遊休農地の面積は34haとなっており、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が21ha、基盤整備等を行えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が13haとなっております。この遊休農地面積は暫定値となります。②の目標では、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっております。解消するためには、耕作再開か農地中間管理機構への貸付を行う必要があります。

また、黄区分の遊休農地13haについて、解消のための工程表の策定方針ですが、「利用状況調査において現況を確認し、所有者の意向や周辺農地の営農状況を把握した上で今後の土地利用について検討する」といたします。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積ですが、令和6年度に新たに遊休農地指定した農地はありませんので0haとなっております。

つづきまして、10ページでございます。10ページの(3)、新規参入の促進の①は現状及び課題で、記載のとおりです。令和6

年度の新規参入者ですが、21経営体、4.2haの参入面積となりました。これは、定住による新規参入者や下限面積の廃止により新たに農地所有者となった者を含む経営体数でございます。②の目標でございますが、令和2年度から令和4年度の権利移動面積、これは農地法3条許可及び農用地利用集積計画によって権利の設定が行われた農地面積となりますが、この3年間の平均が190haでございます。目標面積はこの190haの1割以上にする必要があるため、19.0haといたしました。これは、令和7年度中に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の目標面積となります。

つづきまして、10ページ中段の2、最適化活動の活動目標の(1)、農業委員及び推進委員が最適化活動を行う日数の目標ですが、1月当たり10日としております。令和6年度は月に7日としておりましたが、令和6年度の実績から、月に10日以上活動をしていた委員さんが多くおられます。できるだけ多くの委員さんに10日以上活動をしていただきたいということで、目標としては高い数字となりますが、ご協力をお願いいたします。

(2)の活動強化月間は、8月から10月の3回を設定、(3)の新規参入者相談会への参加目標は1回で、山口県及びやまぐち農林振興公社が開催する相談会への参加等をお願いするものでございます。

今回は暫定値での設定となっておりますので、令和6年度の集積面積、遊休農地面積が確定しましたら、改めて議案として提出する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第18号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

本日は、ページ数は多いですが2件の合意解約が提出されております。

第1項ですが、資料は1ページです。対象農地は●●●ほか1筆で、先ほどの議案第13号の第2項で農地法3条許可申請の際にご審議いただいた農地になります。地目は登記が畑及び宅地、現況はともに畑で面積の合計は1,093.25㎡です。

賃借人は●●●の●●●さんで賃貸人が●●●の●●●さんです。合意解約後は、賃借人の●●●さんが当該農地を取得され、引き続き耕作を継続なされます。

続いて、第2項は、●●●、●●●地区の●●●の農地中間管理事業に係る農地になりますが、令和7年3月31日に貸付期間の終期を迎える農地について、貸付期間の延長手続きを行うにあたり終期を統一するために合意解約を行うもので、解約後は再度、当該法人が対象農地のすべてを借受け、引き続き耕作を継続するものです。全体で223筆、面積の合計は372,438㎡です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案18号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第19号「地域計画策定に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号、「地域計画策定に係る意見書交付について」ご報告します。

最初に、議案14ページをご覧ください。議案第19号参考資料として、農業経営基盤強化促進法第19条をお示ししていますが、第19条第6項にありますように、市町村は地域計画を定め、又は

これを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとされています。

地域計画については、2月の萩市農業委員会協議会で市農政課からご説明いただき、農業委員さん、推進委員さんに担当地区の地域計画についてご意見をお伺いしたところです。

耕作者が亡くなられているなどの個別のご指摘については、農政課へつないで修正していただいています。また、利用権設定での借受はなくても、地域で中心的に耕作している方が農業を担う者に掲載されていないといったご意見がありました。また、貸付希望の農地に色をつけることはできないかといったご意見もいただきました。

先日、県内農業委員会職員研究会の研修会で、全国農業会議所から情報提供がありましたが、新規就農希望者向けの書籍などで、農地取得の方法として各市町村の地域計画からさがすという方法が出ているとのことでした。今後、地域計画を見直していく際に、貸付希望エリアのようなものを設定することも可能です。農家さんが減少していく中、外から営農者を呼び込むことも必要となれば、こういったエリア設定を行うことも考えられます。

委員さんからの意見を総括し、議案13ページのとおり、策定するすべての地域計画について、「地域計画の実現に向けて、策定後にあっても各地域内で引き続き積極的な協議を重ねて計画の適宜更新を図るとともに、地域の中心的な経営体の農業者については目標地図に位置付ける必要があると考える。」として、令和7年2月28日付で、萩市農業委員会として意見書を交付しています。

今後も、地域計画の見直しにあたっては、市と連携して、農業委員さん、推進委員さんのお力をお借りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案19号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会